

○一関工業高等専門学校運営組織規則

(平成17年7月14日全部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則（以下「学則という。」）第12条の規定に基づき、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）の運営組織に関する事項を定め、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で教員とは、学則第9条第1項に定める教授、准教授、講師及び助教をいう。ただし、非常勤教員を除く。

第2章 副校長

(副校長)

第3条 本校に次に掲げる副校長を置く。

- 一 副校長（教務担当）
- 二 副校長（学生担当）
- 三 副校長（寮務担当）
- 四 副校長（総務担当）
- 五 副校長（専攻科担当）
- 六 副校長（地域連携・研究推進担当）

2 副校長は校長の命により校長の職務を助けるとともに、前項第一号から第三号の順により副校長は校長が不在の時はその職務を代行する。

3 副校長（教務担当）は学則第10条第1項に定める教務主事をもって充てる。

4 副校長（学生担当）は学則第10条第1項に定める学生主事をもって充てる。

5 副校長（寮務担当）は学則第10条第1項に定める寮務主事をもって充てる。

6 副校長（総務担当）は、教授又は准教授のうちから校長が任命し、次の事項に関することを掌理するとともに校長の命による職務を掌理する。

- 一 安全衛生に関すること。
- 二 施設整備に関すること。
- 三 広報に関すること。
- 四 進路指導に関すること。

7 副校長（専攻科担当）は、本規則第6条第1項に定める専攻科長をもって充て、本規則第6条第2項に定める職務のほか、校長の命による職務を掌理する。

8 副校長（総務担当）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

9 副校長（地域連携・研究推進担当）は、本規則第11条の第1項に定める地域共同テクノセン

ター長をもって充て、本規則第11条第2項に定める職務のほか、次の事項に関することを掌理するとともに校長の命による職務を掌理する。

- 一 研究活動の推進に関すること。
- 二 研究倫理に関すること。

第3章 校長補佐

(校長補佐)

第4条 本校に次に掲げる校長補佐を置く。

- 一 校長補佐（評価・学校改革担当）
- 2 校長補佐（評価・学校改革担当）は、教授又は准教授のうちから校長が任命し、次の事項に関することを掌理するとともに校長の命により校長の職務を補佐する。
 - 一 機関別認証評価に関すること。
 - 二 本校の改革及び業務改善に関すること。
 - 三 その他外部評価に関すること。
- 3 校長補佐（評価・学校改革担当）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 主事補及び担当補佐

(主事補及び担当補佐)

第5条 第3条第1項第一号、第二号、第三号及び第四号に定める副校長並びに前条第1項に定める校長補佐を補佐するため、次に掲げる主事補又は担当補佐を置き、教員をもって充て、校長がこれを任命する。

- 一 教務主事補 3名
- 二 学生主事補 2名
- 三 寮務主事補 3名
- 四 総務担当補佐 2名
- 五 評価・学校改革担当補佐 1名
- 2 主事補及び担当補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 専攻科長及びコース長

(専攻科長)

第6条 本校専攻科に専攻科長を置き、専攻科を担当する教授又は准教授をもって充て、校長が任命する。

- 2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関することを掌理する。
- 3 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コース長)

第7条 機械コース,電気電子コース,情報コース,応用化学コースにそれぞれコース長を置き,教員をもって充て,校長が任命する。

2 コース長は,当該コースに関し,連絡調整し,総括する。

3 コース長の任期は1年とし,再任を妨げない。ただし,欠員が生じた場合の後任者の任期は,前任者の残任期間とする。

(副専攻長)

第8条 削除

第6章 学科長,系長・領域長及び教科主任

(学科長)

第9条 本校に,未来創造工学科長(以下「学科長」という。)を置き,教授又は准教授をもって充て,校長が任命する。

2 学科長は,校長の命を受け,学科の管理運営に関することを掌理する。

3 学科長の任期は1年とし,再任を妨げない。ただし,欠員が生じた場合の後任者の任期は,前任者の残任期間とする。

(系長及び領域長)

第9条の2 未来創造工学科に機械・知能系長,電気・電子系長,情報・ソフトウェア系長,化学・バイオ系長,総合科学領域長(以下「系長等」という。)を置き,教授又は准教授をもって充て,校長が任命する。

2 系長等は,未来創造工学科長の職務を助け,当該系・領域の会議を招集し,議長となり意見をとりまとめ各種委員会活動に反映させるとともに構成員と連絡調整を密にし,当該系・領域の管理運営に関することを掌理する。

3 系長等の任期は1年とし,再任を妨げない。ただし,欠員が生じた場合の後任者の任期は,前任者の残任期間とする。

(教科主任)

第10条 総合科学領域に,国語主任,社会主任,英語主任,体育主任,数学主任及び理科主任(以下「教科主任」という。)を置く。

2 教科主任は,領域長の職務を助け各教科内の調整等を図る。

3 教科主任の任期は1年とし,再任を妨げない。ただし,欠員が生じた場合の後任者の任期は,前任者の残任期間とする。

第7章 地域共同テクノセンター長及び副地域共同テクノセンター長

(地域共同テクノセンター長)

第11条 本校地域共同テクノセンター(以下「テクノセンター」という。)に地域共同テクノセンター長(以下「テクノセンター長」という。)を置き,教授又は准教授をもって充て,校長が任命する。

- 2 テクノセンター長は、校長の命を受け、テクノセンターにおける業務を掌理する。
- 3 テクノセンター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副地域共同テクノセンター長)

第12条 テクノセンター長を補佐するため、副地域共同テクノセンター長（以下「副テクノセンター長」という。）を置く。

- 2 副テクノセンター長は5名以内とし、テクノセンター長の推薦に基づき、校長が任命する。
- 3 副テクノセンター長は、テクノセンター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 副テクノセンター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 メディアセンター長、副メディアセンター長、及び図書館長

(メディアセンター長)

第13条 本校メディアセンターにメディアセンター長を置き、教授又は准教授をもって充て、校長が任命する。

- 2 メディアセンター長は、校長の命を受け、メディアセンターにおける業務を掌理する。
- 3 メディアセンター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副メディアセンター長)

第14条 メディアセンター長を補佐するため、副メディアセンター長を置き、メディアセンター長の推薦に基づき、校長が任命する。

- 2 副メディアセンター長は、メディアセンター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副メディアセンター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館長)

第15条 本校図書館に図書館長を置き、教授又は准教授をもって充て、校長が任命する。

- 2 図書館長は、校長の命を受け図書館に関することを掌理する。
- 3 図書館長の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9章 総合情報センター長及び副総合情報センター長

(総合情報センター長)

第16条 本校総合情報センターに総合情報センター長を置き、教授又は准教授をもって充て、校長が任命する。

- 2 総合情報センター長は、校長の命を受け総合情報センターに関することを掌理する。
- 3 総合情報センター長の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副総合情報センター長)

第16条の2 総合情報センター長を補佐するため、副総合情報センター長を置き、総合情報センター長の推薦に基づき、校長が任命する。

2 副総合情報センター長は総合情報センター長に事故ある時は、その職務を代行する

3 副総合情報センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10章 保健管理センター長及び副保健管理センター長

(保健管理センター長)

第17条 本校保健管理センターに保健管理センター長を置き、教授又は准教授をもって充て、校長が任命する。

2 保健管理センター長は、保健管理センターに関することを掌理する。

3 保健管理センター長の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副保健管理センター長)

第17条の2 保健管理センター長を補佐するため、副保健管理センター長を置き、保健管理センター長の推薦に基づき、校長が任命する。

2 副保健管理センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11章 削除

第18条 削除

第12章 削除

第19条 削除

第20条 削除

第13章 技術室長

(技術室長)

第21条 本校技術室に技術室長を置き、教授または准教授をもって充て、校長が任命する。

2 技術室長は、技術室に関することを掌理する。

3 技術室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 1 4 章 学級担任，学級副担任，学年幹事及び担任会

（学級担任）

第 2 2 条 学級ごとに担任を置き，教員をもって充て，校長が任命する。

2 担任は，学級の運営並びに学習指導及び生活指導の任に当たる。

3 担任の任期は 1 年とする。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（学級副担任）

第 2 3 条 担任を補佐するため，必要に応じて副担任を置き，教員をもって充て，校長が任命する。

2 副担任の任期は 1 年とする。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（学年幹事）

第 2 4 条 当該学年の運営に関し，必要に応じて主事及び学級担任等との連絡調整にあたるため，学年幹事を置く。

2 学年幹事は，各学年の学級担任の互選による。

（担任会）

第 2 5 条 担任業務を円滑に行うために担任会を置く。

2 担任会に関する必要な事項は，別に定める。

第 1 5 章 会議及び委員会等

（企画会議）

第 2 6 条 校長の指揮に基づき，本校に係る重要事項について，企画・立案し，校務の円滑な運営を図るため，企画会議を置く。

2 企画会議に関する必要な事項は，別に定める。

（運営委員会）

第 2 7 条 校長の諮問に応じ，本校の運営における重要事項及びその方針を審議するため，運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は，別に定める。

（教員会議）

第 2 8 条 本校の運営に関する諸事項についての連絡調整及び意見交換することを目的として，教員会議を置く。

2 教員会議に関する必要な事項は，別に定める。

(委員会等)

第29条 校長の命を受けて、運営に必要な諸問題を審議するため、各種委員会及び室（以下「各種委員会等」という。）を置く。

2 各種委員会等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年7月14日から施行する。
- 2 この規則施行前に役職者に任命されている者の任期は、従前の任期とする。
- 3 この規則の施行後、最初に任命される第4条第2項の企画担当及び評価担当の校長補佐の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される第5条第1項第一号から第三号の担当補佐の半数の任期は、第5条第2項の任期にかかわらず1年とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第23号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月9日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 10 日規則第 18 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 13 日規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 20 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行前に役職者に任命されている者の任期は、従前の任期とする。

附 則（平成 26 年 2 月 7 日規則第 14 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日規則第 8 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 2 日規則第 17 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校学則附則（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する学科の在籍者が在学するまでの間、機械工学科長、電気情報工学科長、制御情報工学科長、物質化学工学科長、一般教科長（人文社会系）及び一般教科長（自然科学系）を置き、教授又は准教授をもって充て校長が任命する。
- 3 前項に定める各学科長及び各一般教科長は、当該学科及び一般教科の会議を招集し、議長となり意見をとりまとめ各種委員会活動に反映させるとともに構成員と連絡調整を密にし、当該学科及び一般教科の管理運営に関することを掌理する。
- 4 第 2 項に規定する各学科長及び各一般教科長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則（平成 29 年 7 月 14 日規則第 4 号）

この規則は、平成 29 年 7 月 14 日から施行し、平成 29 年 6 月 22 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日規則第 20 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日規則第 18 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 2 日規則第 9 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校学則附則（令和 3 年 9 月 27 日施行）第 4 項に規定する専攻の在学者が在学している間、生産工学専攻長、物質化学工学専攻長及び生産工学副専攻長 2 名を置く。

- 3 各専攻長は、当該専攻に関し連絡調整し、総括する。
- 4 専攻長は教授又は准教授、副専攻長は当該専攻担当の教員をもって充て校長が任命する。
- 5 第2項に規定する各専攻長及び生産工学副専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則（令和5年1月12日規則第13号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月1日規則第5号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第15号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。